

待機児童解消対策緊急事業の実施について ～待機児童の解消に向けて保育施設および学童施設の定員増を図ります

平成 26 年 6 月

草津市子ども家庭部

事業概要

1 緊急事業の背景

本市の就学前児童数について、平成 19 年度以降、子育て世帯の流入等を背景に増加しており、加えて共働き世帯の増加や就労形態の多様化により、さらに保育需要が高まってきており、保育所における待機児童が発生している状況です。

また、来年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」の施行が予定されており、「子ども・子育て支援事業計画」において、潜在的な需要を含め、保育の量を確保することとされており、更なる保育需要の増大が見込まれる状況にあります。

本市では、保育所待機児童を一刻も早く解消するために、施設整備等による定員増を継続的に図ってきましたが、就学前児童数の増加を背景に、本年 4 月現在の待機児童は 91 人と過去最大となっており、保育定員増が急務となっていることから、待機児童解消に向けて、緊急的な対策を実施しようとするものです。

また、児童育成クラブにおいても、本年 4 月現在、高学年を中心に 45 人の待機が発生しており、今後も需要の増大が見込まれることから、平成 26 年度において、緊急的な対策を実施しようとするものです。

2 緊急事業の概要～待機児童の解消に向けて

【保】：保育関係の緊急的取組み【児】：児童育成クラブ関係の緊急的取組み（いずれも補正予算計上事業）

Ⓐ平成 26 年度中の取組み

- ①私立認可保育所（あさひ保育園）の増築による定員増（20 人）
- ②既存認可保育所の受入れ人数の増（20 人）
- ③家庭的保育施設の受入れ人数の増（3 人）

【保】④利用者支援員配置（1 人）（保育所利用希望者等への情報提供・相談窓口）他【補正予算】

Ⓑ平成 27 年 4 月に向けた取組み

【保】⑤小規模保育施設の開設（6 か所予定、概ね 114 人）【補正予算】

- ⑥既存認可保育所の増設（105 人）【26 年度当初予算】
- ⑦既存認可保育所の受入れ人数の増（15 人）
- ⑧小規模な認可保育所の自主的な整備の推進

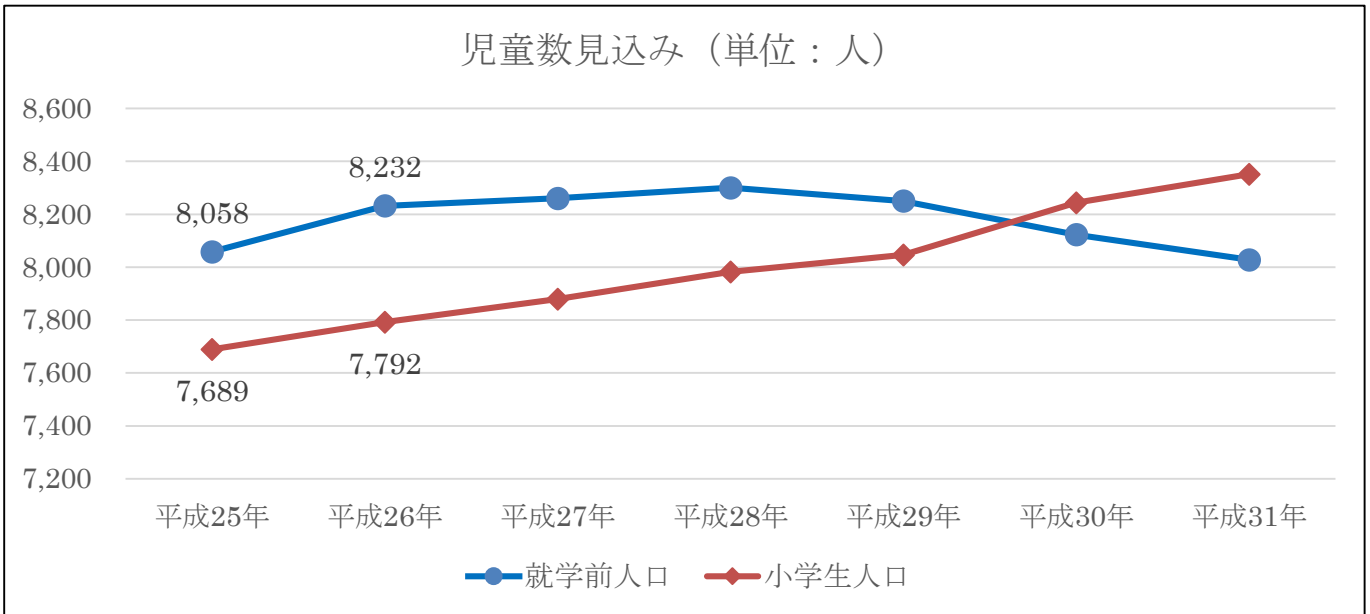
【児】⑨民営児童育成クラブの募集/開設数拡大【補正予算】

（当初予定 3 か所 120 人⇒7 か所 280 人に拡大）

Ⓒ平成 28 年 4 月に向けた取組み

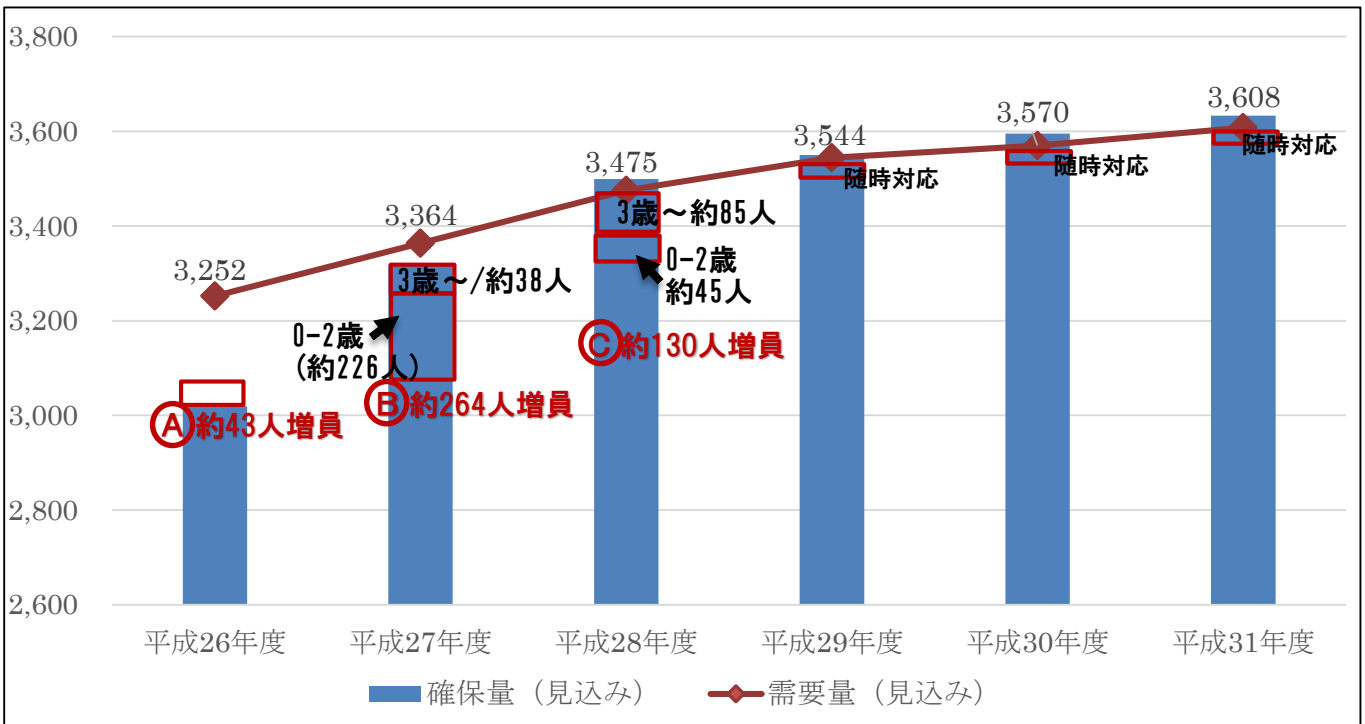
【保】⑩新設認可保育所の公募（7 月公募開始、概ね 130 人）

児童数の見込み



※草津市幼保一体化検討委員会提言(平成25年度)における推計値に、直近の人口増、開発等について、コーホート（年齢階級）要因法における要因に加味し、時点修正したもの

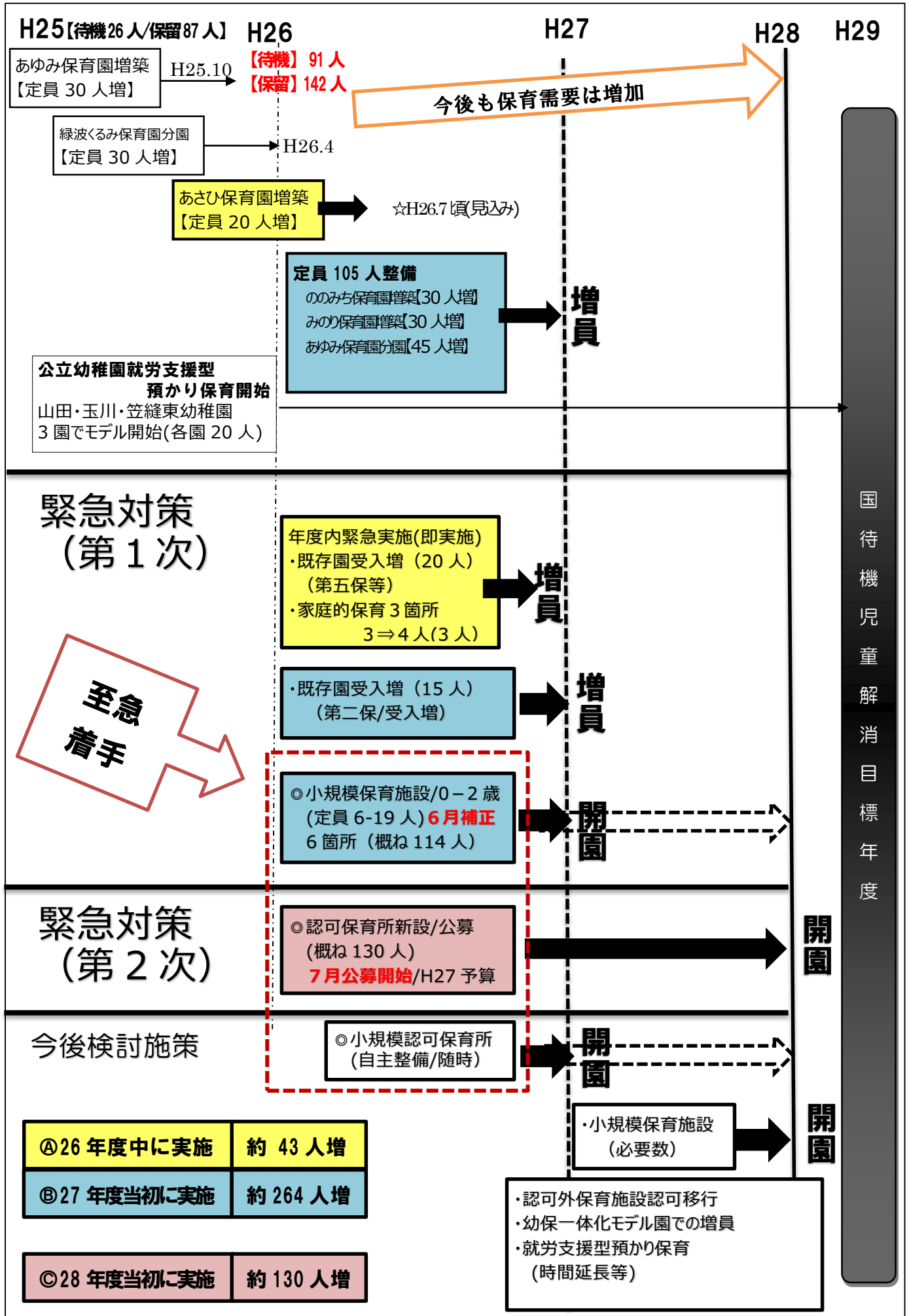
今後の需要量と必要な確保量の見込み（保育）



※需要量（見込み）は暫定値（現時点の見込み）

※確保量（見込み）は年度当初定員ベース(弾力運用含む)。家庭的保育及び一定の認可外保育施設を含む。

待機児童解消対策緊急事業のフレーム(保育)



小規模保育事業について

【事業概要】

- 定員規模6人以上 19 人以下
- 保育対象は0～2歳の低年齢児

【事業の特色】

- 利便性の高い場所等で整備可能であり、将来の変動する保育需要にも機動的に対応可能
- ビル等の賃貸借による展開が想定されるため、駅周辺部等の保育所立地困難地域においても実施可能
- 多様な主体が、多様なスペースを活用して質の高い保育を提供できる。

【質の確保に向けて】

- 質の高い保育を確保するため、保育内容の支援および卒園後の受け皿として、連携施設を確保（経過措置（5年）期間は、巡回支援員の設置や入所調整での優先等による対応可能）
- 本市においては、質の確保のために、保育士のための配置となるA型で実施予定。巡回指導員についても配置予定

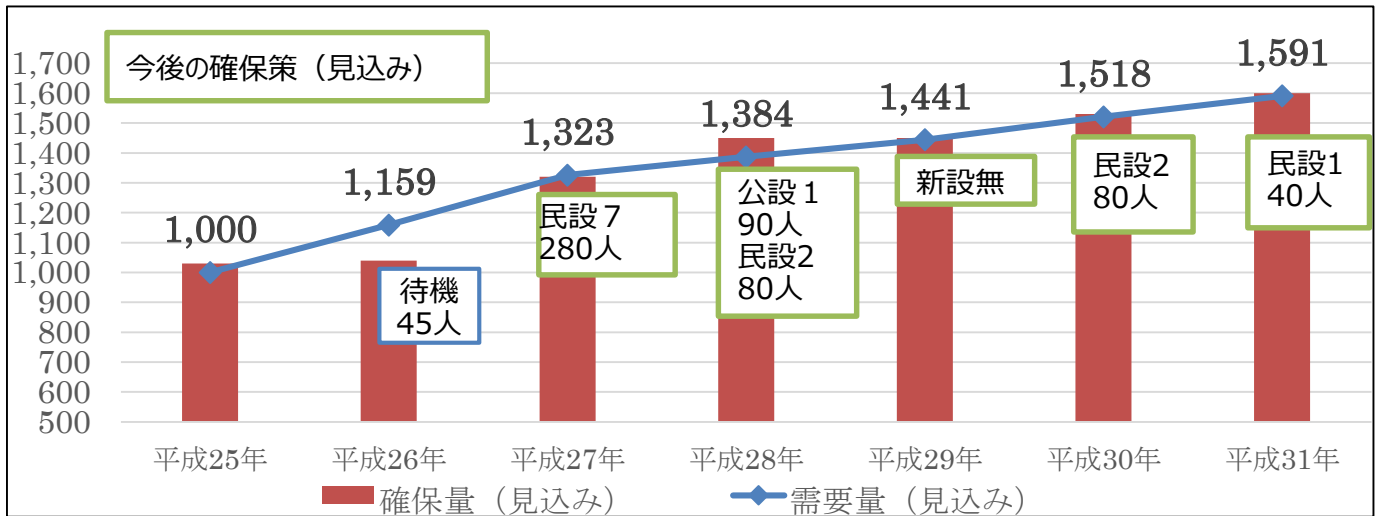
小規模保育施設の設置基準（概要）

	保育所	小規模保育施設		
		A型(分園型)	B型(中間型)	C型(グループ型)
配置基準	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育所配置基準 +1名	保育所配置基準 +1名	0-2歳児 3:1 (補助者設置の場合 5:2)
資格	保育士	保育士	1/2以上保育士	家庭的保育者
保育室等	0・1歳 乳児室 1.65㎡/人 ほふく室 3.3㎡/人	0・1歳児 3.3㎡/人	0・1歳児 3.3㎡/人	0～2歳児 いずれも 3.3㎡/人
	2歳以上 1.98㎡/人	2歳児 1.98㎡/人	2歳児 1.98㎡/人	
給食	<ul style="list-style-type: none"> • 自園調理 • 調理室 • 調理員配置 	<ul style="list-style-type: none"> • 自園調理 (連携施設等からの搬入可) • 調理設備 • 調理員配置 	<ul style="list-style-type: none"> • 自園調理 (連携施設等からの搬入可) • 調理設備 • 調理員配置 	<ul style="list-style-type: none"> • 自園調理 (連携施設等からの搬入可) • 調理設備 • 調理員
連携施設		確保要 <ul style="list-style-type: none"> • 保育内容支援 • 卒園後の受け皿 	確保要 <ul style="list-style-type: none"> • 保育内容支援 • 卒園後の受け皿 	確保要 <ul style="list-style-type: none"> • 保育内容支援 • 卒園後の受け皿

※小規模保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定が必要

※給食（自園調理）、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置（5年間）有

民設児童育成クラブ緊急対策フレーム



民設児童育成クラブ募集の概要

◆現在の状況

市内13小学校区で公設民営(13箇所)

◆民設児童育成クラブ募集の目的

利用者の増加や多様なニーズに対応するため、今後定員を超えることが予想される地域に、民営の事業者を誘致し、児童育成クラブの一層の充実を図る。

◆開設時期 平成27年4月1日

◆定員 10人以上40人以下

◆募集箇所数・地域

- ①高穂中学校区 2箇所
- ②玉川中学校区 1箇所
- ③老上中学校区 1箇所
- ④草津中学校区 1箇所
- ⑤松原中学校区 1箇所
- ⑥新堂中学校区 1箇所 計7箇所